

装官総第8667号
28.6.15
一部改正 装官総第4399号
30.3.30
一部改正 装官総第7141号
31.3.29
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第17867号
令和6年9月27日

防 衛 技 監
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官 殿
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 管
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
長 官 官 房 艦 船 設 計 管
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会の設置について(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

関連文書：防官総第927号(63.2.20)

防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会設置要綱

(設置)

第1 「防衛省さわやか行政サービス推進委員会」等の設置について（通達）（防官総第927号。63.2.20）に基づき、防衛装備庁における行政サービスの向上を図る観点から、行政サービス業務の見直しを行うとともに、その改善施策を審議し推進するため、防衛装備庁さわやか行政サービス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 長官官房総務官
- (2) 委員 長官官房人事官
航空装備研究所管理部総務課長
陸上装備研究所総務課長
艦艇装備研究所総務課長
新世代装備研究所総務課長
防衛イノベーション科学技術研究所総務・会計ユニット長
千歳試験場長
下北試験場長
岐阜試験場長
その他委員長が指名する者

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を総括する。

2 委員長は、審議のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席、資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による求めがあったときは、関係部局は、これに協力するものとする。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、長官官房総務官において処理する。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細部の事項は、委員長が定める。